

活用促進景観資源の登録について

景観重要建造物、景観重要樹木又は札幌景観資産以外のもので、次の各号のいずれかに該当し、**良好な景観の形成上、価値がある**と認めるものを、活用促進景観資源として登録します。

- (1) 建築物
- (2) 建築物以外の工作物
- (3) 樹木
- (4) 風景
- (5) その他（河川、地形、道路、土木構造物、公園・緑地、碑・像など）

→ 良好な景観の形成上価値があるものとは

誰もが見ることのできる場所や状況にあり、次の(1)と(2)の両方に該当するものとします。

(1) 景観計画の理念や目標等を踏まえた事柄のうち、いずれか1つ以上に該当するもの

(2) 札幌（北国）らしさを感じる事柄のうち、いずれか1つ以上に該当するもの

- ① 市や地域にとって象徴的なものであること
- ② 市や地域の歴史性が感じられるものであること
- ③ 景観を良くする活用・活動への発展性があること
- ④ 地域等の共感が得られること
- ⑤ コミュニティとの結びつきがあること



札幌（北国）らしい

- ① 季節
- ② 気候
- ③ デザイン
- ④ 色彩
- ⑤ とき
- ⑥ 人の気質
- ⑦ 人の営み

を感じることに